

2026年3月26日

各位

上場会社名 株式会社アクアライン  
代表者 代表取締役社長 楯 広長  
(コード: 6173 東証グロース市場)  
問合せ先責任者 管理本部長 古関 耕造  
(TEL 03-6758-5588)

### 上場維持基準（流通株式時価総額）への適合及び当社株式の監理銘柄（確認中）指定解除に関するお知らせ

当社は、2025年5月29日付で、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます）のグロース市場の上場維持基準への適合に向けた計画について開示しております。

また、当社株式は、2026年3月1日付で東京証券取引所より、監理銘柄（確認中）に指定されておりましたが、2026年3月25日付で、東京証券取引所より2026年3月26日付で当該指定を解除する旨の「上場維持基準への適合状況及び監理銘柄（確認中）指定の解除について」を受領しましたので、お知らせいたします。

なお、東京証券取引所より公表された指定措置（解除）の内容や理由等につきましては、日本取引所グループWebサイトをご参照ください。

<https://www.jpx.co.jp/news/1021/20260325-21.html>

記

#### 1. 当社の上場維持基準への適合状況

当社のグロース市場の上場維持基準への適合状況は、その推移を含め下表のとおりとなっております。2025年2月28日時点では、「流通株式時価総額」及び「純資産の額」が適合していませんでしたが、上場維持基準への適合に向けた計画に基づき取組みを進めた結果、2026年2月28日時点で、「流通株式時価総額」については適合しました。また、「純資産の額」については、2026年2月28日時点で適合する見込みです。

		株主数	流通株式数	流通株式時価総額	流通株式比率	純資産の額
当社の適合状況	2025年2月28日時点	1,193人	9,457単位	281,554,708円	25.3%	△438,215千円
	2026年2月28日時点	2,090人	48,102単位	984,472,908円	45.3%	正となる見込み
上場維持基準		150人	1,000単位	500,000,000円	25.0%	純資産の額が正であること
2026年2月28日時点の適合状況		適合	適合	適合	適合	適合（見込み）

※当社の適合状況は、東京証券取引所が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況等をもとに算出及び東京証券取引所より受領した「上場維持基準への適合状況について」から転記したものです。

※純資産の額については正となる見込みですが、最終確定は2026年2月期の有価証券報告書提出後（2026年5月31日までに提出予定）となります。

#### 2. 上場維持基準への適合に向けた取組みの実施状況

(1) 財務基盤の強化と企業価値の向上

当社は、2025年3月6日付「第三者割当による新株式及び第1回新株予約権の発行並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にて開示の通り、2025年3月31日付で新株式の発行650百万円と、新株予約権の発行70百万円相当額（うち払込額30百万円相当が行使済）を実施しました。

また、2025年12月4日付「第三者割当による新株式発行、第三者割当による第2回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第1回無担保普通社債の発行、新株予約権買取契約（コミット・イシュー）の締結並びに主要株主の異動に関するお知らせ」にて開示の通り、2025年12月22日付で新株式の発行100百万円と、新株予約権の発行（払込額合計295百万円で全量行使済）を実施しました。

更には、2026年1月30日付「第三者割当による新株式発行並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」及び2026年2月25日付「(開示事項の変更) 第三者割当による新株式発行の一部失権に関するお知らせ」にて開示の通り、2026年2月27日付で新株式の発行200百万円を実施し、財務基盤の強化に努めました。

また、2026年2月期につきましては、2025年2月期以前より引き続き営業赤字となる見込みですが、2025年5月に就任した新たな経営陣のもとで、広告費やその他経費の適正化を含む既存事業の抜本的な立て直しを通じて、企業価値の向上に取り組みました。

#### (2) IR 活動の強化

決算短信、適時開示等における情報開示の充実に取り組むとともに、当社への投資に関心をお持ちいただき、お問合せ頂いた機関投資家・個人投資家とのコミュニケーションに積極的に取り組みました。

### 3. 今後の見通し

上記の通り、流通株式時価総額及び純資産の額については2026年2月28日時点で適合（純資産の額については見込み）となりましたが、2026年2月28日時点で、新たに時価総額基準（40億円以上）に適合せず、改善期間入りすることとなり、改めて適合に向けた計画について2026年5月31日までに開示致します。

以上